

平成30年 1月18日
県民交流課 担当：高橋
外線 076-225-1365
内線 3816

## 特定非営利活動法人の設立の認証について

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立を認証した。これにより本県の認証団体数は360団体となる。

### 1 認証年月日

平成30年1月17日

### 2 認証団体の概要

- ・名 称 特定非営利活動法人 日本咳嗽学会
- ・代 表 者 藤村 政樹
- ・事 務 所 七尾市松百町八部3番地1 独立行政法人国立病院機構七尾病院
- ・目 的 この法人は、医療関係者に対して、咳嗽診療の向上と啓発に関する事業を行い、国民の健康の向上に寄与することを目的とする。